

2016年7月1日

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

近江タクシー株式会社

近江タクシー株式会社は、西武グループグループビジョン及びスローガンである「でかける人を、ほほえむ人へ」を実現すべく、「安全・安心・快適」を柱として、社員全員が一丸となって輸送の安全に取り組んでまいります。そのためにも社員の安全意識向上と安全教育の実施及びコンプライアンスを徹底し、輸送の安全確保に関して以下の取り組みを実施して参ります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役および役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努め、輸送の安全確保に主導的な役割を果たして参ります。また、現場における安全に関する声に耳を傾けるとともに、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社員に徹底してまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画及び実施について、チェック (Check)・改善 (Act)・策定 (Plan)・実行 (Do) のサイクルを効果的に循環させることにより、安定的に輸送の安全性が向上できるよう、効果的な施策を実施し、社員全員が輸送の安全を念頭に置いて業務の遂行に努めて参ります。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表致します。

2. 輸送の安全に関する目標（2016年度）

(1) 重 大 事 故 発 生 件 数	0 件
(2) 有 責 事 故 発 生 件 数	前年対比 50% 減少
(3) 歩行者・二輪車との事故発生件数	0 件
(4) 後 退 事 故 発 生 件 数	前年対比 50% 減少
(5) 全ての席におけるシートベルト装着率	100%
(6) 飲 酒 運 転 の 撲 滅	

3. 輸送の安全に関する目標の達成状況(2015年度)

- | | | |
|----------|------------|--|
| (1) 重大事故 | 目標：0件 | 実績：2件 |
| (2) 有責事故 | 目標：前年比50%減 | 実績：前年比22%減少
(2014年度発生件数：145件 2015年度発生件数：112件) |

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(2015年度)

- 車外人身重傷事故 2件
- 車内人身重傷事故 0件
- 車両の装置の故障により運行できなくなったもの 0件

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規程【別紙1】のとおり

6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。
- (6) 近江鉄道グループとは密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

7. 輸送の安全に関する取り組み実績及び教育・研修の実施状況(2015年度)

(1)各種安全運動への取り組み及び代表取締役による事業所巡視

代表取締役による事業所巡視を計5回実施し各種運動（全国交通安全運動（春・秋）、夏の交通安全県民運動、年末年始の輸送の安全総点検及び年頭）実施前及び実施開始日にそれぞれ事業所員に対して訓示を行いました。



(2)安全統括管理者による事業所巡回及び指導

安全統括管理者による各事業所の巡回を毎月1回実施し、安全・安心の実現、また運行管理について適正に行われているかの確認のため啓発活動を行いました。



(3)定例会議の開催

毎月1回、定例会議を実施し、各統括の責任者及び営業所責任者が参加し安全・労務・営業に関して意見交換を行いました。

(4)運行会議の開催

毎月1回実施し、各統括の責任者および営業所の運行管理者が出席し、安全運行（整備含む）に関する取組状況や計画を報告し意見交換を行いました。



(5)安全サービス推進活動(SS)の実施

各統括や営業所毎にSSサークル（1班7～10名程度）を編成し、班長・副班長を選出して、年間テーマ、サブテーマのもと、四半期ごとに小集団活動を行いました。

また各営業所のSS会長（乗務員代表）と現場管理者、安全統括管理者、本社関係者が出席する会議を年に4回開催し、四半期毎のSS推進活動にかかるPDCAサイクルの実施状況について、意見交換や情報共有をおこない、安全意識の高揚を図りました。また、本会議で出た意見について、各営業所のSS班長会議を通じて、各SSサークルの活動に反映しました。



(6)KYT(危険予知トレーニング)による事故防止

本社から「KYTシート」を月に1回発行し、さまざまな道路状況においてどのように安全確保をするか、小集団活動にて討議を行って自己の運転行動に活かす活動を展開いたしました。またヒヤリハット事例から各エリアでの「ハザードマップ」を作成し、日々の運転に役立てました。

危険予知トレーニングシート		
会場	監視用	
2016年7月会場名 サービスマーク「萬能者」	会場番号 会	
Q. 前回、次の通りありました。その時の車は運転行動について教えてください。		
<p>Q. 前回、次の通りありました。その時の車は運転行動について教えてください。</p> <p>1. どのような場所で運転していましたか？運転されるだけではなくて教えてください。</p> <p>2. 上であげた場所で運転するためにどのような運転を行いましたか？</p>		
会場番号	会場番号	会場番号

(7)デジタルタコグラフによる運行解析及び指導

全車に搭載の「デジタルタコグラフ」から出力される運転行動に関するデータ（速度・急発進・急減速）を集積・解析を行い、個々の運転行動を数値データとして把握し、ランキング形式で発表することにより、数値軽減の競争意識を芽生えさせるとともに、優秀者に対しては評価・表彰を行いました。

2015年7月10日		近江タクシーSS通信		近江タクシー株式会社 事業部新規開拓 SS企画室																				
第1Qデジタコランキング発表！																								
2015年4~6月度（第1Q） デジタコランキング上位3名はこれら！																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>会場名</th> <th>会場名</th> <th>データ</th> <th>会場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1位</td> <td>滋賀</td> <td>坂田 國広さん</td> <td>0.014</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>2位</td> <td>長浜</td> <td>古川 成廣さん</td> <td>0.015</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td>3位</td> <td>長浜</td> <td>道下 義造さん</td> <td>0.030</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>					順位	会場名	会場名	データ	会場名	1位	滋賀	坂田 國広さん	0.014	0.014	2位	長浜	古川 成廣さん	0.015	0.015	3位	長浜	道下 義造さん	0.030	0.030
順位	会場名	会場名	データ	会場名																				
1位	滋賀	坂田 國広さん	0.014	0.014																				
2位	長浜	古川 成廣さん	0.015	0.015																				
3位	長浜	道下 義造さん	0.030	0.030																				
上位3名の方には、賞状と記念品を贈呈させていただきます。 まだお名前を2つお読みの方は、どちらかどちらかとお読みさせていただきます。 次の順位に誰が上位に上がるのか？めざせ社内1位！																								

(9)飲酒運転防止の推進

日頃からの飲酒状況や食生活、健康診断の結果等について、所属長が乗務員に対して定期的に面談を行い、体調管理や飲酒運転に対しての未然防止を図るとともに、厳正な点呼を執行することで啓発を行いました。



(10)適性診断の定期受診の推進

独立行政法人自動車事故対策機構が行う適性診断を受診し、受診結果を受けて運行管理者が受診者に対して個人指導を行い事故未然防止に役立てました。

- (1) 初任診断…選任前（運転者として新たに雇い入れた者）に受診
- (2) 一般診断…3年毎に受診
- (3) 適齢診断…62、65、68、69歳時及び70歳以降は毎年受診

※安全管理規程 第15条参照

(11)適性診断活用講座の受診

独立行政法人自動車事故対策機構が実施する「適性診断活用講座」を受講して、乗務員への安全運転意識を向上させる効果的な助言・指導方法の研修を行いました。

(12)健康管理(診断)の徹底

年2回（春・秋）の定期健康診断を実施して、タクシー業務に携わる全従業員が受診します。産業医や近江鉄道健康管理室の保健師から健康管理指導を受け健康管理の徹底を行いました。

(13)乗務員への教育・研修

年間を通じて各種教育・研修、指導をおこないました。

- | | |
|----------------|------------------|
| ○新入社員・乗務員研修 | ○全乗務員対象安全・サービス研修 |
| ○貸切バス選任研修・試験 | ○乗務員接客調査及び指導 |
| ○飲酒検知惹起者研修 | ○重大事故惹起者研修 |
| ○人権・コンプライアンス研修 | ○緊急時対応訓練 |

○バリアフリー研修



安全・サービス研修の様子

○原子力防災研修等



貸切乗務員選任研修の様子



バリアフリー対応研修の様子



原子力防災研修の様子

8. 事故・災害に関する報告連絡体制

安全管理規程【別紙1】のとおり

9. 輸送の安全に関する教育および研修計画

運行管理計画表【別紙2】のとおり

10. 輸送の安全に関する内部監査結果並びにその結果に基づく是正措置

内部監査を2015年7～8月に近江鉄道(株)倫理・内部統制部により実施。

11. 輸送の安全に関する設備投資

■ 2015年度実績

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・ドライブレコーダーの常時録画型への更新 | 14, 663千円 |
| ・ポータブルナビゲーション機器の導入 | 451千円 |
| ・S A Sスクリーニングキットの購入 | 860千円 |

■ 2016年度計画

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・ドライブレコーダーの常時録画型への更新 | 13, 510千円 |
| ・ポータブルナビゲーション機器の導入 | 300千円 |

12. 安全統括管理者

取締役業務部長 辰野 晃三

13. 安全管理規程

【別紙1】のとおり

安全管理制度

制定 2009年 1月 1日
改正 2010年 1月 1日
改正 2011年 1月 10日
改正 2011年 4月 1日
改正 2014年 4月 1日
改正 2015年 5月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、施設、車両及び社員（社員に準ずる者を含む。以下「社員」という。）を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を次項に規定し、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

2 社長、役員及び社員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）

をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。

- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と認められる取扱いをすること。
- (5) 事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な措置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施すること。
- 2 近江鉄道グループとは密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、毎年度目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画として毎年度「運行管理計画」を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保するため自動車運送事業の遂行及びその管理体制

の構築等必要な措置を講じる。

- 3 社長及び役員は、自動車運送事業の遂行に際し、施設、車両、要員、予算及びその他の必要な計画を策定し、管理者及びその他必要な責任者に対し、安全性及びその実現の可能性を検証させる。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 5 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を遂行するまでの意見を尊重する。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。なお、当社の一般旅客自動車運送事業における安全の確保に関する体制は別図1のとおりとし、各々の役割は次のとおりとする。

- (1) 安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - (2) 指導主任者：安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、各統括および営業所所属長を統括し、指導監督を行う。
 - (3) 支配人：安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、管轄する営業所内各担当を統括し、指導監督を行う。
 - (4) 統括運行管理者：支配人の指示を受け、営業所及び管轄する営業所の運行管理業務全般を処理し、輸送の安全の確保及び乗務員の指導監督を行う。
 - (5) 所長：支配人の指揮の下、営業所内各担当を統括し、指導監督を行う。
 - (6) 運行管理者：統括運行管理者の指示を受け、営業所の運行管理業務を処理し、輸送の安全の確保及び乗務員の指導監督を行う。
 - (7) 整備管理者：安全統括管理者の指揮の下、支配人の指示を受け、営業所の車両の安全確保等全般を処理し、乗務員の指導監督を行う。
 - (8) 業務部長：輸送の安全確保に必要な要員・計画・投資・資金計画に関する業務を統括する。
- 2 社長は、前項の管理者の選任、解任等については、これを社員等に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にするものとする。
 - 3 各管理者が事故等によりその職務が遂行できないときは、その都度社長が指名した者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者から選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対し、本規程の周知及び関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要な意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、代表取締役及び役員に報告すること。
- (6) 代表取締役及び役員等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する運行管理計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達並びに事故防止対策の検討)

第12条 社長及び役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、近江鉄道グループ「企業倫理ホットライン運用規程」を順守し、社長及び役員に直接、情報が伝達されるようにホットラインを確保する。

2 安全統括管理者は、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるとともに、事故防止対策の検討を行う。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別図2及び西武グループ「危機管理規程」、並びに近江タクシー「事故処理規程」、近江タクシー「異常気象時における措置要領」によるものとする。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、代表取締役及び役員又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が迅速かつ円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する65歳以上の適性診断の受診について)

第15条 65歳を過ぎて雇用する乗務員については、国土交通大臣が認定する適性診断及び

適齢診断を下記のとおり受診するものとする。

62歳時	65歳時	66歳時	67歳時	68歳時	69歳時
適齢診断	適齢診断	一般診断	一般診断	適齢診断	適齢診断

以降、毎年適齢診断を受診するものとする

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 安全統括管理者は、自ら又は近江鉄道(株)倫理・内部統制部に内部監査を依頼し、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

この実施責任者については、都度安全統括管理者が指名する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査の結果並びに、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長及び役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 社長及び役員は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第18条 法第29条の3の規定により、次に掲げる事項を毎年度取りまとめ、公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策

- (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者
 - (10) 安全管理規程
 - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (12) 輸送の安全に関する内部監査及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

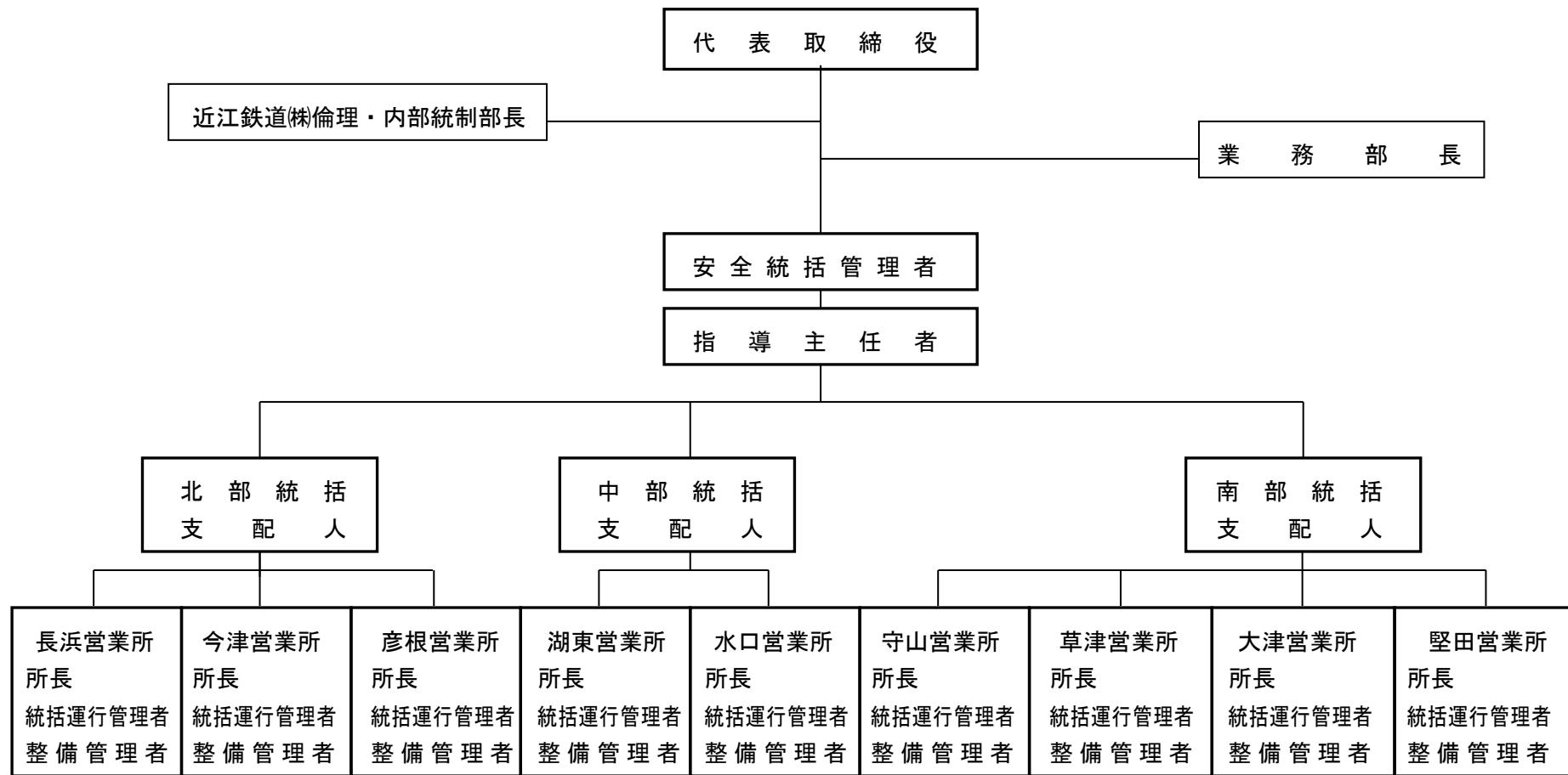
第19条 本規程及びその他の輸送の安全確保に関する規程等は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当つての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、代表取締役及び役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は「文書管理規程」の定めにより適切に行う。

附 則

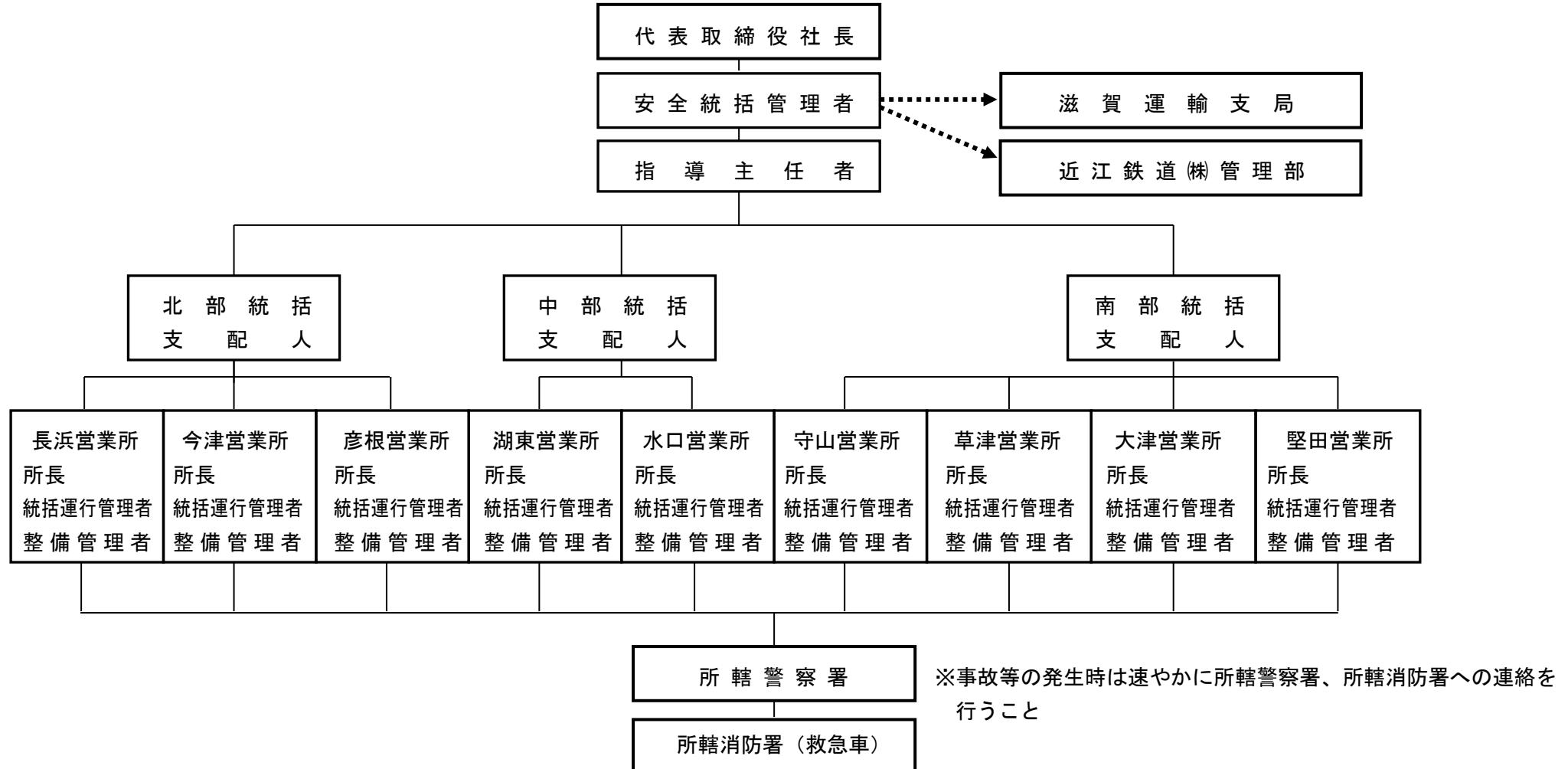
この規程は、2015年5月1日より施行する。

【別図1】安全確保に関する体制及び運転の管理に関する体制



2015年5月1日現在

【別図2】重大事故・災害等に関する報告連絡体制



※事故等の発生時の対応については、基本的には統括営業所単位で対応するものであるが、重大事故や大規模災害等の発生時においては、安全統括管理者のもと、会社単位で応援体制をとり、事故災害対策本部を設置して対応する。

運行管理計画表

【別紙2】

2016年4月1日策定

近江タクシー株式会社業務部